

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回弘前城跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	令和3年3月24日（水）
開 始 ・ 終 了 時 刻	13時00分 から 14時05分まで
開 催 場 所	弘前市民文化交流ホール（ヒロロ4階）
議 長 等 の 氏 名	福井敏隆（弘前市文化財審議委員長）
出 席 者	関根達人、瀧本壽史、田中哲雄、麓和善、三上千春
欠 席 者	千田嘉博
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	（弘前市都市整備部公園緑地課）公園緑地課長・神雅昭、同課弘前城整備活用推進室総括主査・関剣太郎、同室総括主査・横山幸男、同室主査・福井流星、同室主事・一戸夕貴、同室技師・新山武寛、同室主事・今野沙貴子（記録）
会 議 の 議 題	1.城門の耐震補強を含む保存修理内容について 2.令和2年9月4日の集中豪雨で被災した本丸西側法面復旧について
会 議 資 料 の 名 称	① 令和2年度第1回弘前城跡整備指導委員会
会 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）	<p>1. 城門の耐震補強を含む保存修理内容について （事務局）</p> <p>【概要】</p> <p>弘前城跡に残る城門の保存修理事業のうち、特に二の丸南門・三の丸追手門に関する内容を報告した。</p> <p>[工事対象建造物] 二の丸南門・三の丸追手門</p> <p>[事業期間] 令和2年4月1日～令和4年12月31日</p> <p>[工事期間] 令和3年7月～令和4年12月（予定）</p> <p>[修理概要] 二の丸南門・三の丸追手門とも現状維持修理</p> <p>[修理方針] 屋根葺替え・外壁漆喰塗直し・耐震補強</p> <p>【詳細】</p> <p>・今回の工事は個別発注とし、城門ごとに保存修理を実施す</p>

る。工事期間中は外部仮設足場を組み、城門を養生シートで
囲いながら施工するが、現状の通路部分は閉鎖せず、通行可
能な状態を維持する。

・各門の工事概要は、以下のとおり。

① 二の丸南門

[屋根葺替え]

上層屋根は全面葺替えとし、妻面屋根に旧銅板を再利用する。
さらに棟銅板包みの上、屋根下地を補修する。上層の鯨・鬼板
は取外しの上、復旧する。

[左官工事]

外壁・内壁漆喰上塗り直し。ただし、上層内壁は対象外とする。

[耐震補強工事]

コンクリートウエイト・筋違い補強等

[雑工事]

金具補修・土間コンクリート叩き他

② 三の丸追手門

[屋根葺替え]

上層屋根は全面葺替えとし、妻面屋根に旧銅板を再利用する。
さらに棟銅板包みの上、屋根下地を補修する。上層の鯨・鬼板
は取外しの上、復旧する。

[左官工事]

外壁・内壁漆喰上塗り直し。ただし、上層内壁は対象外とする。

[耐震補強工事]

コンクリートウエイト・筋違い補強等

[雑工事]

金具補修・土間コンクリート叩き他

・城門は生活道路として利用されていることから、耐震の目標性能を「安全確保水準（大地震動時および風荷重時（極稀）に建物が倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさない程度の水準）」に設定する。二の丸南門・三の丸追手門の両方には、明和3年（1766）の地震後に設置されたと思われる筋違いが残っているが、この既存筋違いに補強を付加し、かつ新規の筋違いも加えることで、各門の弱点を補い耐震性能を高めることができる。また、各門の片方の壁際（番所入口と反対側の壁）に鉄筋コンクリート基礎を埋設したい。

（委員会）

- （1）既存の筋違いは、撤去せずに残すこと。また、新しく屋根に葺く銅板については、色味に違和感が出ないように対処すること。
- （2）車いす等の通行がしやすいよう、城門の雨落ち石に仮設の敷板が設置されているが、逆に段差となって不便に感じている。修理の機会に、段差のできない形にするよう検討してほしい。
- （3）保存修理の機会に、弘前城跡に残る建造物の屋根が「銅板葺」であることを一般に周知してほしい。

2. 令和2年9月4日の集中豪雨で被災した本丸西側法面復旧について

（事務局）

- （1）令和2年9月4日の集中豪雨により、本丸西側法面に生えていた桜の木1本が倒れ、法面下へ滑落した。倒木に伴い根株周りの土も広く崩落したため、木より上方に積まれて

いた本丸西面石垣も前面の押さえを無くし、崩落する結果となった。石垣の被災範囲は幅約6m、高さ1.7～3.8mであり、崩れた段数は5～8段、崩落石数は57石である。被災後は、崩落状況の記録をとった後に大型土のう積で法面の安定化を図った後、養生シートで覆い安全を確保した。

(2) 法面復旧については、以下のように考えている。

- ① 石垣部分の復旧については、基本的に被災箇所両隣の断面に合わせて既存石材を元の位置に積み直す。
- ② 法面部分については、内部に盛土補強材・排水用不織布を敷設し、表面には植生シートを使用することにより、盛土の安定化と排水機能を確保する。
- ③ 工事には、令和3年6月中旬から12月末までの間に着手する予定である。

(委員会)

(1) 本丸西側の斜面には、今回倒れた木以外にも複数の木が生えている。同様の被害を未然に防ぐため、また、史跡の景観を近世に近づけるため、この機会に木々の伐採を検討してほしい。

(2) 今回の法面崩落において、最も問題となったのは水系だったのではないかと考えられるので、より多くの雨水が流れるよう、本丸の排水溝を改良すること。

【会議の結論】

(1) 二の丸南門・三の丸追手門の保存修理および耐震補強案について、委員会の了承を得た。

	<p>(2) 本丸西側法面復旧案について、概ね委員会の了承を得た。復旧に当たっては、法面に生えている木々のうち、雑木の伐採を検討する。また、本丸の排水機能を改良する。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議の公開、非公開…公開</p> <p>・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 文化財保護主幹・葛城和穂</p> <p>(公益財団法人文化財建造物保存技術協会) 事業部設計室長兼保存管理計画担当 (参事)・小林裕幸、同部東京監理事務所長 (参事)・酒卷仁一、同部設計室構造設計課長・星野真志、同部東京監理事務所技術主任 (修理担当)・丸本英司、同部設計室構造設計課技術職員 (構造担当)・鶴原正樹</p> <p>(弘前市教育委員会文化財課) 主幹兼文化財保護係長・小石川透、埋蔵文化財係長・蔦川貴祥</p>